

## プライバシーポリシー

Muhr und Bender KG (以下「当社」)は、個人情報の保護に細心の注意を払っている。本プライバシーポリシーは、ムベア苦情処理システムを利用する際に当社が利用者から収集する個人データの種類と、当該データの利用方法について通知するものである。

当社は、技術的および組織的に適切な措置を講じて、適用されるデータ保護規制を遵守する。

### 責任主体およびデータ保護責任者

個人データの取り扱い責任者は、以下のとおりである。

Muhr and Bender KG

Mubea-Platz 1, 57439 Attendorn

連絡先の詳細は法的通知書に記載されている。

当社のデータ保護責任者には、電子メールアドレス「datenschutz@via-consult.de」を利用して連絡を取ることができる。

ムベア苦情処理システムの技術的実装は、EQS Group AG (以下「EQS」)が当社に代わって行う。

### 個人データ

原則として、ムベア苦情処理システムは、法的に許容される限りにおいて、個人データを提供することなく利用することができる。ただし、報告プロセスの一環として、任意で個人データを提供することは可能である(特に、身元、姓名、居住国、電話番号または電子メールアドレス)。

通常、当社は、種族的出身、宗教または思想的信条、労働組合への加盟、性的指向に関する情報などの特別な種類の個人データを要求して取り扱うことはない。ただし、報告書フォームの自由記述欄を用いて、そのような特別な種類の個人データを任意で開示することは可能である。

利用者が提出した報告書には、利用者が報告書で言及した第三者の個人データが含まれる場合がある。疑惑が正当化された場合には、当該関係者に対して当該報告書に関する意見を述べる機会が与えられる。ただし、この場合にも通報者(苦情処理システム利用者)の秘密は守られる。当該関係者には、法的に可能な限り、通報者の身元に関するいかなる情報も提供されず、通報者の匿名性が損なわれない方法で通報者の報告書が使用される。

### 個人データ利用の目的と法的根拠

ムベア苦情処理システムは、適用法および社内ガイドラインの違反に関する当社への連絡および報告の提出を可能にするものである。当社は、ムベア苦情処理システムを通じて通報者から提出された報告を確認し、違反の疑いについて調査する目的で、通報者の個人データを利用する。その際、通報者に追加の質問をする場合があるが、この目的で連絡を取る場合には、ムベア苦情処理システムを通じた方法のみを利用する。

通報者の個人データの利用は、ムベア苦情処理システムを通じて報告書に記載された通報者の同意に基づいて行われる(データ保護指令 95/46/EG、GDPR 第6条第1項(a))。

さらに、当社は、法的義務の履行に必要な限りにおいて通報者の個人データを利用する。これには特に、刑事法、競争法、および労働法の違反に関する報告事案が含まれる(GDPR 第 6 条第 1 項(c))。

最後に、当社の利益または第三者の利益の正当な保護に必要な場合に通報者の個人データを利用する(GDPR 第 6 条第 1 項(f))。当社は、Mubea グループ内の違反行為の防止および検知、内部プロセスの適法性の確認、当社の完全性の保護のために、個人データを利用することに対して正当な利害を有している。

通報者が特別な種類の個人データを当社に開示する場合、当社は通報者の同意に基づいているものとして扱う(GDPR 第 9 条第 2 項(a))。

当社はまた、統計目的のために匿名化された形で通報者の個人データを利用する。

上記以外の目的で通報者の個人データを利用することはない。利用する場合には、事前に通報者の同意を得るものとする。

## 技術的実装と通報者のデータのセキュリティ

ムベア苦情処理システムは、暗号化された接続を介して匿名通信を行うオプションを持っている。本システムを利用する際に、通報者の IP アドレスおよび現在地が保存されることは一切ない。報告書の提出後には、ムベア苦情処理システムから保護されたメールボックスに接続するためのログインデータが送られてくるので、以降はそれを利用して当社との間で安全に通信を行うことができる。

当社は、データの保護および機密性を確保するために、適切な技術的措置を維持する。通報者から提供されたデータは、特別に保護された EQS のデータベースに保存される。このデータベースに保存されるデータはすべて、最高水準の技術を用いて EQS によって暗号化されている。

## 個人データの移転

当社は国際的に事業を展開しており、EU 内外のさまざまな国に拠点がある。Muhr und Bender KG の中でも、保存されたデータへのアクセスが許可されているのは、特別に権限を与えられた従業員に限られている。同様に、所定の目的を達成するのに必要である限りにおいて、特別に権限を与えられた当社の子会社の従業員も同データにアクセスする資格を与えられている。これは特に、提出された報告書に関する調査が子会社の当該国で実施される場合に該当する。データの調査を許可されたすべての従業員には、明示的に守秘義務が課される。

所定の目的を達成するために当社は、通報者の個人データを EU 内外の法律事務所、警察、競争当局などの外部機関に移転する必要がある場合もある。

当社が通報者の個人データをグループ内または外部に移転する場合、社内のデータ保護規則や対応する契約上の合意により、同等レベルのデータ保護が確保される。いずれの場合も、データ取り扱いに関する責任は当社にある。

最後に、当社は技術的実装のために、上記の範囲で通報者の個人データを EQS に移転する。この目的のため、当社は EQS とデータ取り扱い契約を締結し、データ保護を確保している。

## 保存期間

当社は、通報者の報告書进行处理するために必要な期間、または通報者の個人データを保存することに合理的な利害関係がある期間に限り、個人データを保存する。保存義務などの法的義務を果たすため、欧州または国内の法律による規定がある場合には、それ以上の期間にわたりデータを保存する場合がある。すべての個人データは、当該期間の経過後に削除または匿名化される。

## 通報者の権利

通報者が個人情報を提供した場合、通報者は当該個人データに関する情報提供、訂正、および削除の権利を有する。また、個人データの取り扱いを制限したり、他の管理者への移転を要求したりすることもできる。

さらに、通報者は、通報者固有の状況に関する理由により、いつでも個人データの取り扱いに関して異議を唱える権利を有する。

通報者はいつでも同意の表明を撤回する権利を有する。ただし、この同意の撤回が、撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響を及ぼすことはない。

これらの権利の主張は、形式にとらわれることなく、上記の管理者または当社のデータ保護責任者に通知を送付することで可能である。通報者が当社に対して修正、消去、または利用制限の権利を主張した場合、当社は、その実行が不可能または過大な労力を伴うものでない限り、通報者に関する個人データの開示先であるすべての受領者に対し、当該データの修正、消去、または利用制限について通知する義務を負う。また、当社は、通報者の要請に応じて、当該受領者を知らせることとする。

最後に、自身に関する個人データの取り扱いが GDPR を侵害していると考えられる場合、通報者は、他の行政上または司法上の救済手段を損なうことなく、監督当局、特に通報者の常居所、勤務地、または侵害が疑われる場所の加盟国に苦情を提出する権利を有するものとする。